

※ひとり親家庭に対する就業支援事業

①自立支援教育訓練給付金事業

就業に役立つ教育訓練講座を受講する場合にその費用の一部を支給。受講前の審査が必要です。(※専門資格課程及び通信制を含む。)

1.対象者

南相馬市内に住所を有する20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父

2.対象講座

雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座及び専門実践教育訓練講座 ※厚生労働大臣指定

3.給付額

講座を受講するために支払った費用の60%の額を修了後に支給 ※上限20万円、下限12千円
専門実践教育課程の場合、上限40万円/年、下限12千円
※支給はすべての課程が修了後になります。

3つの給付金の共通要件

児童扶養手当の受給者又は、所得水準が児童扶養手当の支給要件と同水準にあること。

②高等職業訓練促進給付金等事業

就職に有利な資格を取得するため、1年以上修業する場合に、最長48か月間給付金を支給。(※通信制を含まない。)

1.対象者

南相馬市内に住所を有する20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父

2.対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 など

3.給付金の種類及び給付額

- ・訓練促進給付金・非課税世帯 100,000円(月額)
(月額支給) 課税世帯 70,500円(月額)
※最終の12か月については、上記月額に40,000円/月の増額となる。
- ・修了支援給付金・非課税世帯 50,000円(一時金)
(卒業時) 課税世帯 25,000円(一時金)

★その他の支援制度の併給等は、比較一覧表を参考にしてください。貸付制度は免除要件がありますが、想定外の事態も考え、借用申請は慎重に検討をしてください

ひとり親家庭の親等への自立支援策

③高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

希望する職種への就業、安定した就業のために、高卒認定試験の合格を目指し民間事業者が実施する対策講座を受講する場合にその費用の一部を支給。(通信制を含む。)

1.対象者

南相馬市内に住所を有する20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父及び20歳未満の児童

2.対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座

3.給付金の種類及び給付額

- ①受講開始時給付金・講座を受講開始するために支払った費用の30%
※上限75千円、下限4千円
- ②受講修了時給付金・講座を受講するために支払った費用の40%から上記①開始時給付金を引いた額
※①+②上限100千円、下限4千円
- ③試験合格時給付金・高卒認定試験に全科目合格した場合に、講座を受講するために支払った費用の20%
※①+②+③上限額150千円
※受講修了時から2年以内に、「試験合格の必要有」